

## ▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

[このようなときは、必ず届出を！]

### ◎国民年金の種別変更の届出について

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金は下記の3つの種別からなり、住所や勤務先が変わった場合などに届出が必要となります。

#### ●第1号被保険者

(農林漁業者・自営業者とその配偶者、学生等)

#### ●第2号被保険者

(厚生年金、共済年金に加入の方)

#### ●第3号被保険者

(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届出事由	種別の変更	届出場所
20歳になったとき(厚生年金、共済年金加入者は除く)	1号	役場 民生年金グループ
第1号被保険者で他市町村から転入のとき	1号	
会社を退職したとき(扶養されている配偶者)	2号→1号 (3号→1号)	
収入がふえて、配偶者の扶養でなくなったとき	3号→1号	
結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号→3号 2号→3号	配偶者の勤務先
配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	配偶者の新たな勤務先

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ  
☎21-2120

※届出の際は、年金手帳(基礎番号通知書)、健康保険証、印鑑を持参願います。

## どさんこ・子育て特典制度のご案内

北海道では、子育て中のお父さんやお母さん、妊娠中の方を支援する取組として、小学生以下の子どもがいる世帯に『どさんこ・子育て特典カード』を配付しております。

どさんこ・子育て特典制度は、小学生以下の子どもと同伴で協賛店舗を利用する際に『どさんこ・子育て特典カード』を提示することで、様々なサービスを受けることができます。

カードは、小学校や保育所・幼稚園などを通じて配布しておりますが、受け取られていない方につきましては、下記にて配布しておりますのでお申し出ください。

なお、利用やサービスの内容についてはホームページ等でご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

◆問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120



## 電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成について

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機並びに簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。購入を希望される方は、次のとおり申込み願います。

なお、助成個数には限りがありますので、予定数を超えた場合は抽選となります。申請しても必ず該当するとは限りませんのでご理解願います。

### 【助成手続き】

#### ◎購入助成対象者

町内に居住している方。ただし、事業所等は除く。

#### ◎助成金額

電動生ごみ処理機は1台あたり消費税を含めた額の2分の1、ただし**限度額は4万円**とします。  
簡易コンポストは1台3千円(価格6千円)の助成とします。

#### ◎申請手続き

申請書は町ホームページ並びに、役場(環境対策課)、中央公民館、福祉センター本館の窓口に備え付けしていますので、住所、氏名を記入し押印のうえ各施設の窓口に申込みください。

#### ◎申込締切 5月31日(火)

#### ◎その他

①電話での申込みについては受付できませんのでご注意願います。

②申請の結果、該当となられた方には、購入方法等詳細について別途お知らせします。



◆問合せ 環境対策課 ☎21-2118